

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

令和7年（2025）1月29日

出雲市監査委員	神	門	三千夫
出雲市監査委員	射	場	かよ子
出雲市監査委員	寺	本	淳一

監 査 第 1 8 2 号
令和7年（2025）1月29日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様
出雲市教育委員会教育長 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 寺 本 淳 一

令和6年度（2024）出雲市定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

令和6年度(2024)出雲市定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の対象

令和5年度の財務事務

3 監査の着眼点

- （1） 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2） 収入の確保は適正に行われているか。
- （3） 違法、不当又は不経済な支出はないか。
- （4） 収入、支出に係る事務は適正に行われているか。
- （5） 契約事務は適正に行われているか。
- （6） 財産、物品の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- （7） 会計処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- （8） 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （9） 過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置はとられたか。

4 監査対象部局

（1）市民文化部

市民活動支援課、出雲中央図書館、文化スポーツ課、文化財課

（2）教育部

教育政策課（学校再編推進室を含む。）、学校教育課、児童生徒支援課、教育施設課、
学校給食課（学校給食センターを含む。）、出雲科学館

（3）財政部

財政課、管財契約課、市民税課、資産税課、収納課（特別債権回収室を含む。）、
会計課

（4）子ども未来部

子ども政策課（子ども家庭相談室を含む。）、保育幼稚園課

（5）出納室

5 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 出雲市監査委員事務局

(2) 日 程 令和6年7月31日から令和7年1月29日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫

出雲市識見監査委員 射 場 かよ子

出雲市議選監査委員 寺 本 淳 一

第2 監査の結果

概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

指摘・注意した項目数

項目 処置の区分	共通事項	収入事務	支出事務	契約事務	財産事務	合 計
指摘事項	1	2	2	1	2	8
注意事項	0	7	7	7	6	27
合 計	1	9	9	8	8	35

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況を報告するよう求める。

- 1 法令(条例、規則その他の例規を含む。)に違反したもの又は不当なもので重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

1 共通事項（過去の指摘事項についての措置の状況等）

指摘事項

- (1) 教育施設について、設置目的の異なる他の公の施設の一部とみなし、その施設の設置及び管理に関する条例があることを根拠に、教育施設の設置及び管理に関する条例が定められていなかった。(令和3年度の指摘事項が改善されていなかった。)

- ・コスモス教室、すずらん教室（児童生徒支援課）

[地方自治法第244条の2第1項]

注意事項

今回の監査の範囲において、注意する事項は認められなかった。

2 収入事務

指摘事項

- (1) 指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定める減免及び還付に関する基準について、承認手続を行っていなかった。

- ・出雲西部体育館、湖陵体育センター、古志スポーツセンター、大社健康スポーツ公園、平田体育館、斐川第1体育館、出雲健康公園、平田スポーツ公園、出雲市平田B&G海洋センター、長浜中央公園、平田愛宕山庭球場、多伎文化伝習館、ビッグハート出雲、平田本陣記念館（文化スポーツ課）

[地方自治法第244条の2第9項、各施設の設置管理条例における利用料金に関する条項]

(2) スクールバスの運賃徴収について、規則で規定された運賃徴収方法としていなかった。

- ・出雲市佐田町スクールバス運行業務委託（教育政策課）

[出雲市佐田町スクールバスに関する条例施行規則第5条]

注意事項

- (1) 私人への徴収事務委託について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。（1課）
- (2) 私人への徴収事務委託について、告示及び広報紙による公表をしていなかった。（1課）
- (3) 徴収事務受託者が、委託販売期間内にあった販売実績について、随時報告して速やかに販売代金を納入すべきところ、年1回の報告と納入としていた。（1課）
- (4) 補助金等の変更申請及び実績報告の決裁について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。（1課）
- (5) 徴収事務受託者が、徴収した販売代金について、速やかに納入すべきところ、年1回の納入としていた。（1課）
- (6) 徴収したスクールバス定期券代金を、学校管理の別口座及び行政センター管理の別口座に保管し、年度末に入金処理していた。（1課）
- (7) 徴収したスクールバス運賃を、バス車内の運賃箱及び行政センター管理の別口座に長期間保管し、年度末に入金処理していた。（1課）

3 支出事務

指摘事項

- (1) 地方自治法上認められていない立替払を行っていた。
 - ・鹿児島国体会場視察の際のレンタカー代に係る前渡資金不足分（文化スポーツ課）

[地方自治法第232条の5]
- (2) 予算未計上の物品購入について、年度末に購入決定し、入札に付すべき期間が足りないにもかかわらず予算流用を認め、請求書払いとしていた。
 - ・小学校留守番電話装置購入（教育政策課）

[地方自治法施行令第167条の2、出雲市契約規則第19条、「令和5年度(2023)出雲市予算執行方針」（令和5年4月7日市長通知）、「財務事務の適正処理について」（令和5年3月24日財政部長通知）]

注意事項

- (1) 「不適正な経理処理に対する再発防止策」を徹底していなかった。（5課）
- (2) 前渡資金の精算を速やかに行っていなかった。（3課）
- (3) 旅費等の精算を速やかに行っていなかった。（5課）
- (4) 消耗品の支払について、支払遅延があった。（1課）

- (5) 通知書の記載内容について、十分に確認していなかった。(1課)
- (6) 補助金の額の確定に当たり、提出書類を十分確認していなかった。(1課)
- (7) 複数業者から見積書を徴して随意契約とすべきところを、分割発注し請求書払いとしていた。(1課)

4 契約事務

指摘事項

- (1) 契約書を作成すべき業務について、請書で契約を交わしていた。
 - ・令和5年度出雲まると博物館バーチャルミュージアム撮影編集業務(文化スポーツ課)[出雲市契約規則第22条]

注意事項

- (1) 債務負担行為が設定されていなかった。(2課)
- (2) 特命随意契約の理由が適正ではなかった。(1課)
- (3) 契約書の作成に当たり、規則の規定による標準書式に定められた事項を省略していた。(6課)
- (4) 契約書への適正な収入印紙の貼付を確認していなかった。(5課)
- (5) 契約上必要な業務着手通知書について、提出を求めていなかった。(2課)
- (6) 第三者への再委託に当たり、書面による承諾をしていなかった。(2課)
- (7) 実績報告書の確認が不十分なまま支払いを行っていた。(1課)

5 財産事務

指摘事項

- (1) 行政財産使用料について、徴収漏れがあった。
 - ・平成スポーツ公園占用許可(文化スポーツ課)[出雲市会計規則第3条、第8条]
- (2) 不要となった備品の処分方法が適正ではなかった。
 - ・今市第2児童クラブの備品(子ども政策課)[特定家庭用機器再商品化法第6条]

注意事項

- (1) 備品登録手続を行っていなかった。(2課)
- (2) 備品登録手続の不備により、備品登録されていなかった。(1課)
- (3) 財産台帳の登録内容に不備があった。(3課)
- (4) 除却した建物について、財産台帳上の処分手続がなされていなかった。(1課)
- (5) 損害保険を掛けるべき財産に保険を掛けていなかった。(1課)
- (6) 行政財産目的外使用許可について、事務決裁規程による決裁区分としていなかった。(1課)

第3 監査の結果に基づく監査意見

1 収入事務

(1) 公金収納に係る規則遵守について

行政センター等、出先機関が徴収した公金を、出先機関が管理する別口座に長期間保管し、年度末に入金処理していた事案が見受けられた。

出雲市会計規則第10条第3項の規定に基づき、現金を受領したときは、その日のうちに収納金融機関に払い込まなければならないが、業務の都合、または金額が少額である等のため、都度払い込むことを非効率とし、同規則と異なる事務処理となっている。

過去にも監査意見としているが、公金を安全に管理するためには、速やかに金融機関に入金することを徹底するとともに、同規則を遵守していただきたい。

なお、全ての出先機関に対し、同規則を適用することは合理的必要性において検討の余地がある。会計管理者においては、他自治体の事例も参考にし、公金収納の払込期限に関し、同規則の改正を含め善処されたい。

【出雲市会計規則第10条第3項】…出納機関は、現金又は証券を受領したときは、その日（即日の払込みを困難とするものにあつては収納金融機関の翌営業日）のうちに収納金融機関に払い込まなければならない。

2 支出事務

(1) 予算の計画的・効率的な執行について

予算上計画されていない物品を年度末に購入している事案が散見され、中には、新年度用の物品を購入している事案まであった。また、入札に付すべき期間が足りないにもかかわらず予算流用を認め、請求書払いとしていた事案もあった。

これまでの監査意見においても再三言及してきたが、予算の執行にあたっては、不用となった予算を安易に執行するのではなく、年度末に物品等を購入する場合は、その必要性を十分精査し、不要不急の物品購入は行わないよう徹底するとともに、関係法令、「不適正な経理処理に対する再発防止策」及び「財務事務の適正処理について」に則った適正な会計事務を実施されたい。

【「不適正な経理処理に対する再発防止策」（平成22年11月5日出納室）】…予算執行について、会計年度を踏まえた計画執行を図ること。

【「財務事務の適正処理について」（令和5年3月24日財政部長通知）】…物品は原則3月中旬までに受領・検収が終了するよう計画的に発注すること。

3 契約事務

(1) 仕様書の変更に伴う変更契約の手続について

契約事務の手続について、仕様書で定められた業務内容や業務回数が変更になった場合、契約金額や委託期間が変わらないことから変更契約の手続を行っていない事案が見受けられた。仕様書の変更をしないまま契約を継続した場合、後にトラブルが発生した時に対応できない可能性が

ある。

「出雲市会計・契約事務の手引」には仕様書の内容が変更となった際の手続は記載されていないため、担当者が判断に迷うことのないよう、よくある事例を用いて手引に記載されたい。

4 財産事務

(1) 公有財産や備品に異動が生じた際の事務手続の徹底について

新たに財産や備品を取得した場合や、異動・除却した場合には、それぞれの時点で関係法令や事務マニュアルに従った事務執行が必要となる。今回の監査においても、公有財産や備品に異動が生じた際に、財産台帳や備品台帳の手続きを失念していた事案、マニュアルどおりに行っていなかったため登録手続きが未了となっていた事案などが見受けられた。

必要な手続が漏れることのないよう関係法令や事務マニュアルの再確認を徹底し、財産事務を適正に執行していただきたい。

5 むすび

今回の定期監査の対象部局においても、一部不適切な事務処理が行われており、指摘・注意事項とする事案が散見された。中には、3年前の定期監査で指摘した事項についてその後の措置が講じられておらず、今回の監査で再び事情を聴取したところ、ようやく具体的な期限をもって改善に取り組む回答が得られた事案、また、規則で定められた運賃徴収方法としておらず、運賃や定期券代金の収納が遅延していた事案、不要となった備品を適正に処分していなかった事案などがあった。

財務事務を適正に執行するためには、地方自治法をはじめとした関係法令の遵守や庁内の各種事務マニュアルの正しい理解が必要となる。全ての事務において、法令等に沿った事務執行となっているか、速やかに確認していただきたい。

また、定期監査等で指摘・注意事項とした事案や、事務改善を要望した内容については、その措置状況を課内で情報共有するとともに、人事異動の際には、改善途中や未着手などの進捗状況を確実に後任者へ書面で引き継ぐことを要望する。

令和8年度には財務会計システムの電子決裁を導入することが、出雲市デジタル戦略の重点取組とされている。DXを用いた業務の効率化は目指すべき方向性であると思うが、その前提には関係法令の遵守や各種マニュアルの理解が全職員に必要となることは言うまでもない。今回の監査対象部局のみならず、全職員が既存の内部統制制度を生かして事務スキルを向上させ、電子決裁に向けた行政組織の機能強化を図り、財務事務の適正性がより一層確保されることを期待する。